



新入学・新入
社と希望の季
節です。

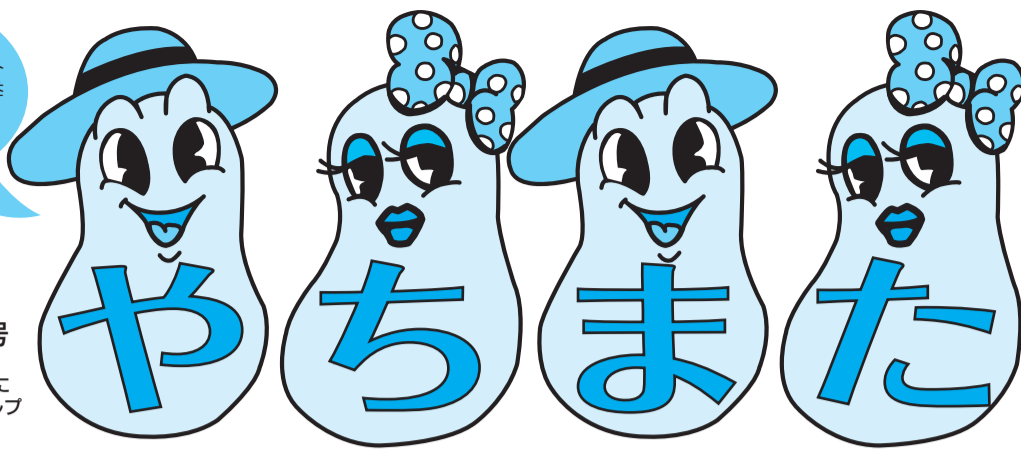
広
報

NO.754

平成28年

4月1日号

この広報紙は、環境に
配慮したバージンバルブ
を使用しています。



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX(043) 444-0815
ホームページ
http://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 3月1日現在 人口 72,568人 (前月比 -74人) 男 36,918人 女 35,650人 世帯数 30,825世帯

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

平成28年度 市税などの納期限

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車 税	国民健康 保険税
5月2日(月)		第1期		
5月31日(火)			全期	
6月30日(木)	第1期			
8月1日(月)		第2期		第1期
8月31日(水)	第2期			第2期
9月30日(金)		第3期		第3期
10月31日(月)	第3期			第4期
11月30日(水)				第5期
12月26日(月)		第4期		第6期
平成29年 1月31日(火)	第4期			第7期
2月28日(火)				第8期

市税などの納付に関するお願い

みなさんに納めていただいている税金は、住みよい街づくりを推進するための大切な財源となっています。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いいたします。

①納期限内納付にご協力ください

市税などの納期限につきましては、お手持ちの納税書(納入)通知書または納付書に記載してあります。今一度、納期限を確認していただき、納め忘れのないようお願いいたします。

なお、納期限までに納付がない場合や分割納付され

ていても納期限ごとの金額に達していない場合には、法律の定めにより督促状が送られます。

また、納期限内に納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金が発生します。

②市税などの納付は便利な口座振替で

市税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替にしますと申請された口座から自動的に引き落とされるため、納付に向く手間もなく、納め忘れもなく安心です。

③利用できる金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉みらい農業協同組合、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局を含む)

④金融機関やコンビニエンスストアでも納付できます

市役所内には千葉銀行八街支店八街市役所派出所がございます。

納税課窓口は、納税相談などにより長時間お待ちいただく場合があります。

納付期限内の納付書をお持ちの方は、金融機関やコンビニエンスストアでも納付できます。

⑤納税相談をお受けいたします

納期限までに市税や国民

⑥健康保険税を納めることができない場合には、早めに納税課にご相談ください。

また、お仕事などで、平日の業務時間内に納税相談や納付に來られない方は、日曜開庁や夜間窓口を開設していただきますのでご利用ください。

・日曜開庁日
毎月月末の日曜日
午前8時30分～午後5時
・夜間窓口開設日
毎週火曜日(祝日および年末年始を除く)
午後5時15分～午後8時

⑦滞納者への対応

市では、特別な理由もなく、経済的に余裕があるにもかかわらず市税などを滞納している悪質滞納者に対して、納期限内に納付されなかった方の公平性をはかるため、次のような処分を実施してまいります。

①給与などの照会・差し押さえ
勤務先に照会して給与、賃金などの差し押さえを行います。

②預貯金の調査差し押さえ
金融機関を調査して預貯金の差し押さえを行います。

③動産、不動産の調査・差し押さえ
所有状況の調査や搜索を実施して動産、不動産の差し押さえを行います。

④国民健康保険滞納者への対応

①～③のことに加え、国民健康保険滞納者は、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者資格証明書の交付が行われます。

※搜索とは、税の滞納処分を行うための財産調査の一環として、国税徴収法により税務職員(徴税吏員)に認められた権限であり、滞納者の自宅などに直接出向き令状がなくても搜索することが認められていたほか、税務職員が滞納処分上必要と認められればいつでも行うことができるものとされています。

※被保険者資格証明書とは、この資格証明書で医療行為を受けた場合、医療費を一時的に全額(10割)負担していただくこととなります。受診後に保険給付(7割)を受けられる場合は、国保年金課への申請が必要となります。

問納税課
☎443-1115

FAX 444-0815